

第6回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年2月18日
 告示番号 第3号
 会議年月日 令和7年2月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 局長補佐 浅岡 栄嗣
 主任主査 金野 亨

本日の案件 第6回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時

議長	<p>本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第6回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に13番 及川 治雄 委員、14番 佐藤 喜明 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、金野 主任主査 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第12号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。</p> <p>佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。</p>
佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員	<p>第2回農政専門委員会協議結果報告をいたします。</p> <p>開催日時、令和7年1月27日、月曜日、15時から16時30分まで</p>

長

です。

開催場所、川崎農村環境改善センター 4 階 会議室です。

出席者、私ほか農政専門委員 出席11名、欠席 1 名、事務局渡邊事務局長、浅岡局長補佐兼企画係長です。

協議内容、令和 7 年度一関市農作業標準賃金（案）について、事務局で作成した原案を基に、農作業標準賃金審議会へ提案する内容について協議し事務局案のとおりで提案することとしました。

①人力の部について、令和 7 年度人力作業賃金については、岩手県の最低賃金が前年比6.6%上昇したことを考慮し、500円引き上げし7,800円から8,300円に、オペレーター賃金については、令和 6 年度の県内のオペレーター賃金の平均値が前年比で2.3%上昇していることを考慮し、300円引き上げし11,400円から11,700円とする事務局案のとおりで了承しました。

②機械の部について、岩手県農業会議で試算した令和 7 年度の農作業受委託料金における主要作業（耕起、代かき、田植え、収穫）の試算額が対前年比で平均約 3 % 上昇していることを考慮し、機械作業について一律 3 % の引き上げとする事務局案のとおりで了承しました。

委員からは、もっと上げるべきとの声もありましたが、急激に上げると委託者側の負担も大きく農業経営の継続が懸念されることから段階的に上げていくほうが良い。

あくまでも「目安の額」であるため、圃場条件等によりお互いに協議して決定するものであるため事務局案のとおりで良い。という意見がありました。

また、2月3日開催の農作業標準賃金審議会においても事務局案のとおりで決定したことについて、書面により確認しております。

以上のとおり、報告します。

以上で「報告第 12 号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

18 番 高橋 金夫 委員

設定するまでの検討経過の説明がありましたが、この水準は近隣の市町村と比較して、高いのか低いのか参考までにお聞きしたいと思います。

私から、回答させていただきます。

当市は宮城県北にも隣接しており、比較する自治体といたしま

議 長

18番
高橋 金夫 委員

浅岡局長補佐

して奥州市、平泉町、栗原市、登米市、気仙沼市と比較しながら検討しております。

人件費につきましては、当市は県内では高いほうになっております。機械の部につきましては、奥州市が一番高いですが、そこに次ぐような金額にはなってございます。

人件費は、最低賃金が宮城県のほうが高いので宮城県のほうが全体的に高い状況となっておりますが、先ほども言いましたが当市は県内でも高い位置になっているということでございます。

議 長

その他、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第12号」の質疑を終わります。

次に、「報告第13号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

3ページをお開き願います。

報告第13号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

4ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から12ページの第28号までの28件、28名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和7年2月13日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付する」、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「報告第13号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議	長	なければ、「報告第 13 号」の質疑を終わります。 次に、「報告第 14 号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。
局	長	事務局の説明を求めます。 13 ページをお開き願います。 報告第 14 号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。 これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第 1 号及び第 2 号の 2 件 5 筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第 4 の規定に基づき報告するものです。 なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。 届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、作業の効率化を図るための切土・盛土、畦畔の撤去となっております。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「報告第 14 号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。
13番	及川 治雄 委員	13 番 及川 治雄 委員 2 番の 1 枚の田にしたいということですが、所在地と面積を見ると 1 筆になっていますが、おかしいのではないですか。 1 枚の田んぼにするにも、2 枚や 3 枚の番地になっているのではないのでしょうか。
局	長	そういったケースもありますが、登記上の 1 筆の中に田んぼが 2 枚、3 枚となっているケースもございます。 今回はそのようなケースでございます。
13番	及川 治雄 委員	そういった場合は 296-1 や 2、アやイなどとなり 1 枚に表記されていることはないと思います。
局	長	水田台帳ではそのような表記をしていると思いますけれども、登記上はそのような表記とはなっておりませんので、その点をご了解いただきたいと思います。
13番	及川 治雄 委員	公図をきちんと確認したのでしょうか。 登記所からとった公図が手元があれば見せてください。なけれ

議 長
議 長
13番
及川 治雄 委員
局 長
議 長
議 長
局 長

ば、これを保留にして来月の総会に提出してください。
1枚の田んぼになっていても、基盤整備上は何らかの理由で2筆、3筆に分かれている田んぼがあります。
ここで、休憩をとらせてください。
(休憩)
それでは、再開いたします。
今、菅原委員から写真を見せられました。
田んぼの段差があって、それを除去したと伺いました。説明不足だと思うので、その辺は誤解のないように表記して頂きたいです。写真を見て理解しました。
今後、気を付けたいと思います。
申し訳ございませんでした。
その他、ございませんか。
(なしの声あり)
なければ、「報告第14号」の質疑を終わります。
次に、「議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
14ページをお開き願います。
議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。
最初に一関地域に係る申請8件です。
14ページから15ページにかけての第1号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年2月28日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。
15ページをご覧ください。
第2号については、貸付人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。
16ページをご覧ください。
第3号と第4号については、同一の貸付人であり、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人がそれぞれ経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借

期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第5号については、譲渡人と譲受人の間で耕作の利便性を図るため農地を交換しようとするもので、101ページの利用集積計画所有権移転のNo. 1が関連案件となります。

17ページをお開き願います。

第6号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第7号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

18ページをご覧ください。

第8号については、いずれの譲渡人も耕作管理できない状態であることから、借受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請6件です。

第9号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が規模拡大による経営安定のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

19ページをお開き願います。

第10号については、高齢により耕作管理できない状態にある貸付人からの申出により、借受人が経営規模拡大のため、使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和16年12月31日までの10年間となっております。

第11号については、耕作管理できない状態にある貸付人からの申出により、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第12号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

20ページをご覧ください。

第13号と第14号については、いずれの譲渡人も労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、同一の譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請4件です。

第15号については、組田になっている水田について、譲渡人から譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

21ページをお開き願います。

第16号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年2月28日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第17号と第18号については、貸付人が遠方に居住している、高齢となったなどの理由により耕作管理できない状態にあることから、同一の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの6年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

22ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請2件です。

第19号については、労働力不足により耕作管理できない状態にある貸付人から、借受人が借りていた農地を引続き使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年3月31日までの3年間となっております。

第20号については、譲渡人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第21号については、労働力不足により耕作管理できない状態にある譲渡人から、譲受人が借りていた農地を引き続き耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

23ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

議 長

第22号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年2月28日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第34号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

18番

高橋 金夫 委員

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年2月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 高橋、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、佐藤委員、石川委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第1号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

20番

佐藤 和幸 委員

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年2月10日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、支所職員 千葉係長で行いました。

報告内容、第9号から第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

6番

加藤 敏子 委員

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年2月10日、月曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 加藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、菊池委員、支所職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、第15号から第18号について、別紙農地法第3条現

議 長
24番
藤野 秀一 委員

地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年2月10日、月曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 藤野、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、菊地委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第19号から第20号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
15番
鈴木 耕多 委員

現地調査日、令和7年2月10日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 藤原委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩渕委員、支所職員 吉田係長、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第21号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
12番
後藤 修 委員

現地調査日、令和7年2月10日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 後藤、農地利用最適化推進委員 畠山誠志委員、畠山勤委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第22号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議	長	<p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 34 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第 34 号」を可と決します。</p> <p>次に、「議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>24 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>本議案は、令和 6 年 9 月 17 日付で許可と決定した農地の交換について、取消願出書の提出があったので、その取消について可否の決定を求めるものです。</p> <p>譲受人は、耕作の利便性を図るため譲渡人との交換により、農地の取得を申請したのですが、交換対象の農地が譲受人名義でなかったことから、交換の要件を満たしていなかったため、許可の取り消しを受け、贈与による取得として再申請するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第 35 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p>

佐藤局長補佐

よって、「議案第 35 号」を可と決めます。

次に、「議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

25 ページをお開き願います。

議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、申請人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び近隣商業地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請 1 件です。

第 2 号は、申請人が切土による農地改良を行うもので、大幅な形状変更を伴うため一時転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

以上、2 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 36 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

18番

高橋 金夫 委員

一関地域の農地法第 4 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

6 番

加藤 敏子 委員

大東地域の農地法第 4 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございます

すので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が作業の効率化を図るため、切土を行う一時転用をする計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに表土を客土し農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第36号」を許可相当と決します。

次に、「議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

26ページをお開き願います。

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請3件です。

第1号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第2号は、譲受人が来園者・職員駐車場及び花壇を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

27 ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第4号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、駅からおおむね 300mに存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第5号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請3件です。

第6号から 28 ページの第8号までの3件は、同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、第6号については第2回総会において、貸し資材置き場として転用許可を受けた土地を、太陽光発電事業者に事業承継する、計画変更が承認されているものです。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、8件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

説明を終わります。

議 長

以上で「議案第37号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

18番

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

高橋 金夫 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

議 長

20番

佐藤 和幸 委員

第2号、申請人が駐車場及び花壇等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6～8号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

議 長

		審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 37 号」を許可相当と決します。 この後、農地利用集積計画が沢山あり整理いたしますので、ここで、休憩いたします。 (休憩)
議	長	再開いたします。 次に、「議案第 38 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
	佐藤局長補佐	事務局の説明を求めます。 29 ページをお開き願います。 議案第 38 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。 一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。 この制度による農地の貸借や所有権移転は、地域計画が策定された以降は利用できなくなりますので、議案としてご審議いただくのは今回が最後となります。 30 ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借権設定が 137 件、所有権移転が 14 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 27 件、集団案件一括方式が 276 件です。 始めに貸借権設定ですが、第 1 号から 58 ページ第 52 号までの 52 件は、一関地域に係る申請です。 59 ページをお開き願います。 第 53 号から 90 ページ第 113 号までの 61 件は、花泉地域に係る申請です。 第 114 号から 91 ページ第 116 号までの 3 件は、大東地域に係る申請です。 92 ページをお開き願います。

第 117 号から 93 ページ第 118 号までの 2 件は、千厩地域に係る申請です。

第 119 号から 96 ページ第 128 号までの 10 件は、東山地域に係る申請です。

97 ページをお開き願います。

第 129 号から 99 ページ第 135 号までの 7 件は、室根地域に係る申請です。

第 136 号から 100 ページ第 137 号までの 2 件は、川崎地域に係る申請です。

101 ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第 1 号から 103 ページ第 5 号までの 5 件は、一関地域に係る申請です。

104 ページをお開き願います。

第 6 号から 106 ページ第 9 号までの 4 件は、花泉地域に係る申請です。

第 10 号から 107 ページ第 11 号までの 2 件は、大東地域に係る申請です。

第 12 号は、川崎地域に係る申請です。

第 13 号から 108 ページ第 14 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。

109 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式ですが、第 1 号から 117 ページ第 15 号までの 15 件は、一関地域に係る申請です。

118 ページをお開き願います。

第 16 号から 119 ページ第 19 号までの 4 件は、花泉地域に係る申請です。

第 20 号から 121 ページ第 24 号までの 5 件は、大東地域に係る申請です。

第 25 号から 122 ページ第 26 号までの 2 件は、東山地域に係る申請です。

第 27 号は、室根地域に係る申請です。

123 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式ですが、第 1 号から第 4 号までの 4 件は、花泉地域に係る申請です。

第 5 号から 162 ページ第 276 号までの 272 件は、千厩地域に係る申請です。

議 長

各申請の詳細については記載のとおりです。
また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

以上で、「議案第 38 号」の説明を終わります。

なお、【貸借権設定】第 80 号及び【農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）】第 1 号から第 4 号については、21 番 佐藤多賀幸 委員が、【所有権移転】第 13 号については、8 番 佐藤和威治 委員が、【農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）】第 5 号については、4 番 佐藤 宗雄 委員が、第 24 号については、5 番 及川 務 委員が、【農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）】第 206 号については、24 番 藤野 秀一 委員が、それぞれ農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

議事参与該当分を除き可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場と認めます。

よって議事参与該当分を除き可と決します。

次に、72 ページ【貸借権設定】第 80 号及び 123 ページ【農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）】第 1 号から第 4 号について審議いたします。

佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

（午後 3 時 51 分 退室）

議 長

審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

【貸借権設定】第 80 号及び【（集団案件 一括方式）】第 1 号から第 4 号について、可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場と認めます。

よって、【貸借権設定】第 80 号及び【（集団案件 一括方式）】

		第1号から第4号を可と決めます。
		佐藤 多賀幸 委員は入室願います。
		(午後3時52分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。
		「議案第38号」【貸借権設定】第80号及び【(集団案件 一括方式)】第1号から第4号を可と決しました。
議	長	次に、107ページ【所有権移転】第13号について審議いたします。
		佐藤 和威治 委員は退室願います。
		(午後3時52分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		【所有権移転】第13号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、第13号を可と決めます。
		佐藤 和威治 委員は入室願います。
		(午後3時53分 入室)
議	長	佐藤 和威治 委員に申し上げます。
		「議案第38号」【所有権移転】第13号を可と決しました。
		次に、110ページ【農地中間管理事業関係(個別案件 一括方式)】第5号について審議いたします。
		佐藤 宗雄 委員は退室願います。
		(午後3時53分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		【(個別案件 一括方式)】第5号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。

議	長	<p>よって、第5号を可と決めます。</p> <p>佐藤 宗雄 委員は入室願います。</p> <p>(午後3時54分 入室)</p> <p>佐藤 宗雄 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第38号」【(個別案件 一括方式)】第5号を可と決しました。</p> <p>次に、121 ページ【農地中間管理事業関係 (個別案件 一括方式)】第24号について審議いたします。</p> <p>及川 務 委員は退室願います。</p> <p>(午後3時54分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>【個別案件 一括方式】第24号について、可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、第24号を可と決めます。</p> <p>及川 務 委員は入室願います。</p> <p>(午後3時55分 入室)</p>
議	長	<p>及川 務 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第38号」【(個別案件 一括方式)】第24号を可と決しました。</p> <p>次に、152 ページ【農地中間管理事業関係 (集団案件 一括方式)】第206号について審議いたします。</p> <p>藤野 秀一 委員は退室願います。</p> <p>(午後3時55分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>【集団案件 一括方式】第206号について、可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>

議 長

挙手満場と認めます。
よって、第 206 号を可と決めます。
藤野 秀一 委員は入室願います。

(午後 3 時 56 分 入室)

議 長

藤野 秀一 委員に申し上げます。

「議案第 38 号」【(集団案件 一括方式)】第 206 号を可と決しました。

次に、163 ページ「議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

163 ページをお開き願います。

議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・再配分が 5 件、貸借・一括方式が 15 件、貸借・借り入れが 252 件、貸借・貸し付けが 124 件です。

再配分は、機構が借り入れている農地の耕作者を変更するもの、一括方式は機構の借り入れと、耕作者への貸し付けを同時に行うもの、借り入れと貸し付けは、機構の借り入れと耕作者への貸し付けを別々に行うものです。

165 ページをお開き願います。

始めに貸借・再配分ですが、第 1 号から 166 ページ第 5 号までの 5 件は、一関地域に係る申請です。

168 ページをお開き願います。

次に、貸借・一括方式ですが、第 1 号から第 5 号までの 5 件は、一関地域に係る申請です。

第 6 号から 169 ページ第 10 号までの 5 件は、花泉地域に係る申請です。

第 11 号は、大東地域に係る申請です。

第 12 号から 170 ページ第 14 号までの 3 件は、東山地域に係る申請です。

第 15 号は、藤沢地域に係る申請です。

172 ページをお開き願います。

次に、貸借・借り入れですが、第 1 号から 208 ページ第 252 号までの 252 件は、一関地域に係る申請です。

210 ページをお開き願います。

議	長	<p>次に、貸借・貸し付けですが、第1号から230ページ第124号までの124件は、一関地域に係る申請です。</p> <p>各申請の詳細については記載のとおりです。</p> <p>また、計画の内容は、「地域農業経営基盤強化促進計画」に適合するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で、「議案第39号」の説明を終わります。</p> <p>なお、【農用地利用集積等促進計画案（貸借・一括方式）】第15号については12番 後藤 修 委員が、【農用地利用集積等促進計画案（貸借・貸付）】第110号については、9番 渡邊 克洋 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第39号」【(貸借・一括方式)】第15号、及び【(貸借・貸付)】第110号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>（挙手満場）</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって【(貸借・一括方式)】第15号、及び【(貸借・貸付)】第110号を除き可と決します。</p> <p>次に、170ページ【貸借・一括方式】第15号について審議いたします。</p> <p>後藤 修 委員は退室願います。</p> <p>（午後4時1分 退室）</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>【(貸借・一括方式)】第15号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>（挙手満場）</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、第15号を可と決します。</p> <p>後藤 修 委員は入室願います。</p>

議	長	<p>(午後4時2分 入室)</p> <p>後藤 修 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第39号」【農用地利用集積等促進計画案(貸借・貸付)】第15号を可と決しました。</p> <p>次に、227ページ【(貸借・貸付)】第110号について審議いたします。</p> <p>渡邊 克洋 委員は退室願います。</p>
議	長	<p>(午後4時2分 退室)</p> <p>審議願います。</p>
議	長	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>【(貸借・貸付)】第110号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、第110号を可と決します。</p> <p>渡邊 克洋 委員は入室願います。</p>
議	長	<p>(午後4時3分 入室)</p> <p>渡邊 克洋 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第39号」【農用地利用集積等促進計画案(貸借・貸付)】第110号を可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、231ページ「議案第40号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>231ページをお開き願います。</p> <p>議案第40号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、東山地域に係る1件です。</p> <p>申請地は、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p>
議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第40号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果</p>

19番
佐藤 想司 委員

報告をお願いします。

東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年2月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、小野委員、支所職員 佐藤係長、菊池主任主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、昭和60年頃から庭として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第40号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第40号」を可と決します。

次に、「議案第41号 令和7年度農作業標準賃金の設定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

232ページをご覧ください。

議案第41号 令和7年度農作業標準賃金の設定について、議案の内容をご説明いたします。

233ページをお開き願います。

令和7年度一関市農作業標準賃金について、別紙賃金表(案)のとおり設定することについて、議決を求めるものです。

まず、農作業標準賃金についてではありますが、農作業の臨時雇用賃金や請負作業料金などの適正水準を確保するとともに、農作業の受委託を円滑に推進するため定めるものであり、担い手の育成や農業経営の安定的発展に適切な額であること、受委託農家の

双方に理解が得られるものであることを基本として毎年度作成しているものです。

本日、審議いただきます令和7年度農作業標準賃金については、1月27日の第2回農政専門委員会において事務局で作成した原案を協議いただき、その協議した内容を2月3日に各地域の受委託農家の代表などで構成する「農作業標準賃金審議会」において提案し、審議していただきました。

その後、書面により農政専門委員会の確認を経たものです。

内容については、報告第12号の農政専門委員長の報告にあったとおりであります。

令和6年度との変更点について説明いたしますと、上から、人力の部では、1日（8時間）当たりの人力作業賃金については、岩手県の最低賃金が前年比で6.6%上昇したことから、500円引き上げし7,800円から8,300円に、オペレーター賃金については、令和6年度の県内のオペレーター賃金の実績平均値が前年比で2.3%上昇していることを考慮し、300円引き上げし11,400円から11,700円に引上げとしました。

次に、機械の部については、岩手県農業会議で試算した令和7年度の農作業受委託料金における主要作業（耕起、代かき、田植え、収穫）の試算額が対前年比で平均約3%上昇していることを考慮し、全ての作業を一律3%アップとしました。

また、新規設定希望のありましたラジコンボートについては、現時点では標準賃金を設定する判断材料に乏しいことから、令和8年度の追加に向け引き続き調査を行うこととしました。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしく願いいたします。

議 長

以上で「議案第41号」の説明を終わります。

審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第41号 令和7年度農作業標準賃金の設定について」を可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第41号」を可と決します。

議

長

以上で議案審議が終了いたしました。
第6回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。
(午後4時9分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員